

3 障害者総合支援法について、教えてください。【障害福祉サービスとは】

障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法として施行されました。

これに伴い、それまで障害者の範囲は身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者が対象でしたが、新たに難病患者が対象となりました。

なお、障害者総合支援法における難病一覧は障害福祉課 Web ページにて公開しております。

障害者総合支援法の概要

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

2 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応)

3 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする）
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等）

4 サービス基盤の計画的整備

- ①基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ②市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

5 検討規定

（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として、以下について検討）

- ①常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる

<施行日>

平成 25 年 4 月 1 日（ただし、3 の①及び②については、平成 26 年 4 月 1 日）

(1) 障害者の福祉サービスは？

障害者の福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分され、各事業の詳しい事業名は次のとおりです。

なお、自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて、「障害福祉サービス」と呼びます。

自立支援給付

介護給付は、障害支援区分によって受けられる給付が決定されます。訓練等給付は、障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられます。

また、障害福祉サービスは、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスがあります。入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）を組み合わせることで選択します。

なお、日中活動系サービスは、地域生活に移行した後でも利用することができます。

※平成24年度から、障害者自立支援法を根拠としていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に規定される「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」に移行しています。

(注) ○は市町村実施事業、●は都道府県実施事業です。

①訪問系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	○重度訪問介護	重度の肢体不自由の方、その他の障害のある方で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
	○行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
	○同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います。
	○重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

②日中活動系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○療養介護	医療と常時の介護が必要な方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行います。
	○生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	○短期入所（ショートステイ）	在宅の障害者を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
訓練等給付	○自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
	○自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。

給付の種類	サービス名	内容
訓練等給付	○就労選択支援 (令和7年10月から)	就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、適性等に合った選択を支援します。
	○就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	○就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	○就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	○就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

③居住系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○施設入所支援	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供します。(18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)
訓練等給付	○共同生活援助(グループホーム)	共同生活住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活上の援助を行います。
	○自立生活援助	施設等から地域での一人暮らしを始めた障害のある方に対し、生活や健康等に問題がないか定期的に訪問等をして必要な支援をします。

④自立支援医療

○更生医療 ○育成医療 ●精神通院医療(詳細は、p25をご覧ください。)

⑤補装具

詳細はp40をご覧ください。

地域生活支援事業

障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

- 理解促進研修・啓発 ○自発的活動支援 ○相談支援 ○成年後見制度利用支援 ○成年後見制度法人後見支援 ○意思疎通支援 ○日常生活用具の給付又は貸与
○移動支援 ○手話奉仕員養成研修 ○地域活動支援センター
●専門性の高い相談支援 ●専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣
●意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整 ●広域的な対応が必要な事業

※平成29年度から、地域生活支援事業を根拠としていた「その他の日常生活又は社会生活支援」は国として促進すべき事業「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけられています。

(2) 障害福祉サービスの利用申請・支給決定は？

障害福祉サービスの利用を希望する場合、市町村では、その福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。なお、難病等の方（376 疾病が対象です。）も新たに障害福祉サービスを利用できます。

①利用者は、市町村に対しサービスの利用申請をします。

②市町村は、利用者に対してサービス等利用計画書の提出依頼を行います。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画書を作成し、市町村へ提供します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

③市町村は、介護給付費の申請があった場合には、利用者が必要とされる支援の度合いを判定します。

利用者が必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものを「障害支援区分」と呼びます。

障害支援区分は、手帳の等級とは異なり、80項目のアセスメント（影響評価）及び医師意見書をもとに行われる一次判定及び二次判定を経て、区分1～区分6の支援の度合いが認定されます。

④市町村は、利用者の社会活動能力や介護者の有無、居住状況等を調査します。

⑤市町村は、利用者からサービスの利用意向を聞き取り調査します。

⑥市町村は、利用者に対し支給決定を行います。

福祉サービスのうち、訓練等給付に該当する事業を申請した場合は、暫定的な支給決定となります。決定後、一定期間サービスを利用し、利用者の利用意向やサービスが適切かどうかを確認し、本支給決定が行われます。

⑦市町村は、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付します。

(3) 障害福祉サービスの利用方法は？

障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画に基づいてサービス事業者（指定事業者又は指定施設）と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

①利用者は、サービス等利用計画を作成します。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画を作成します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

②利用者は、サービス事業者と契約を締結し、サービスを利用します。

利用者はサービス等利用計画に基づき、サービス事業者を選択し、契約を締結してサービスの提供を受けます。サービスを利用した場合、サービス事業者には利用者負担金と実費負担金を支払います。

○ 相談支援の種類 ○

ア 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するサービスです。

イ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人又は保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人が、地域で生活するための住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等に応じるサービスです。

ウ 地域定着支援

施設や病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方などに対し、常時（夜間も含む）の連絡体制を確保し、障害の特性を起因して生じた緊急の事態等の相談に応じるサービスです。

(4) 福祉サービスを利用するには、負担金が必要だと聞きましたが？

福祉サービスを利用する方にも、福祉サービスの利用量と所得に応じて、サービスの利用に係る費用の一部を利用者本人に負担していただくこととなります。

①障害福祉サービスは、所得に応じ負担上限額が設けられています。

障害福祉サービスの利用者負担の額は、所得に応じて1か月あたりの上限が設けられています。

なお、食費や光熱水費は、利用者負担とは別に、実費負担となります。

平成22年4月からは、市町村民税非課税世帯の利用負担は無料となりました。

さらに、市町村民税課税の世帯の方は、課税の状況により、利用負担が軽減される場合もあります。実際の利用者負担の額については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

<1か月あたりの負担上限額>

区分	世帯(※)の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。 ^(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※「世帯」の範囲は、18歳以上の障害者は、本人とその配偶者、障害児(施設に入所する18、19歳を含む)は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

②医療費も負担額の上限が設けられています。

低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力はあっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

なお、入院時の食事代(食事療養費)については、全額自己負担となります。